

## (仮称) 図書館経営協議会の設置について

### 1 設置の趣旨

文化商工部に移行後も、引き続き図書館の中立性を担保するとともに、これまで以上に開かれた図書館経営をめざして、(仮) 図書館経営協議会を設置する。なお、協議会方式の採用は、教育委員会から区長にあてた回答文書の中で提示された要望事項でもある。

### 2 概要 (案)

	内 容
名称	豊島区図書館経営協議会
根拠	・豊島区図書館経営協議会規則(新規制定) ・特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(3定で改正)
構成員	○学識経験者 2名 ・大学教授等 糸賀雅児 慶応大教授(会長を依頼する予定) ・元教育委員 ○教育委員会委員 1名 ○小中学校長 2名(小中各1名、教育委員会の推薦) ○区内6大学図書館代表 2名(1年ごとに交代) ○公募による利用者代表 2名(8月公募、10月決定予定) ○図書館ボランティア代表 1名 佐野輝香 ひかり文庫朗読会会長 ○図書館行政政策顧問 1名 粕谷一希 ○区職員 1名 中央図書館長 合計12名
任期	2年(ただし、区内6大学図書館代表及び図書館行政政策顧問の任期については、1年とする)
所掌事項	図書館サービスの成果及び達成度を明らかにし、効率的かつ効果的な区立図書館の運営に資するため、図書館の経営評価その他の図書館政策について、意見を述べ、又は提言を行う
当面予想される協議内容	・区立図書館の経営評価及び充実・発展のためのビジョンの検討 ・子ども読書活動推進計画の進捗管理 ・利用者満足度調査結果の検討 ・蔵書計画等についての検討 ・その他
開催回数	年4回(3か月に1回) * 20年度は下半期に2回開催(12月、2月を予定)
報酬	会長 19,500円 会員 17,500円 * 小中学校長、図書館行政政策顧問及び区職員には、報酬は支給せず。

### 3 必要経費

- ・ 本年度 350,000円 (3定に補正予算として計上)  
(内訳) 報酬: 142,000円 (19,500×1人+17,500×7人) ×2回  
会議運営経費: 66,000円 (お茶、郵券その他)
- ・ 平成21年度以降 668,000円  
(内訳) 報酬: 142,000円 (19,500×1人+17,500×7人) ×4回  
会議運営経費: 100,000円 (お茶、郵券その他)

### 4 今後の予定

- ・ 教育委員会に推薦依頼
- ・ 利用者代表の公募 (募集期間8月5日～8月31日)
- ・ 利用者代表の選定 (9月～10月)
- ・ 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (3定に議案提出)
- ・ 豊島区図書館経営協議会規則を制定
- ・ 第1回豊島区図書館経営協議会開催 (12月中)
- ・ 第2回豊島区図書館経営協議会 (2月中)

(仮称) 図書館経営協議会・図書館行政政策顧問(参与)・図書館専門研究員・  
図書館企画調整連絡会議 の設置目的等について

1. 設置目的・選任事由及び所掌事項等

	設置目的及び選任事由	所掌事項等
図書館経営協議会	<p>規則(案) 第1条(設置)</p> <p>豊島区の図書館行政における区民の参画を推進し、透明性を確保するとともに、図書館サービスの向上を図るために、豊島区図書館経営協議会を置く。</p> <p>(構成)</p> <p>学識経験者・区内6大学図書館代表者・公募による利用者代表/各2名 教育委員会委員・小学校長・中学校長・図書館ボランティア代表・図書館行政政策顧問・図書館職員/各1名</p>	<p>規則(案) 第2条(所掌事項)</p> <p>協議会は、図書館サービスの成果及び達成度を明らかにし、効率的かつ効果的な豊島区立図書館の運営に資するため、図書館の経営評価その他図書館政策について、意見を述べ、又は提言を行うものとする。</p> <p>同第3条(館長の責務)</p> <p>豊島区立中央図書館長は、前条の意見又は提言を尊重し、図書館経営及び運営に反映させるよう努めなければならない。</p>
図書館行政政策顧問	<p>特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例・改正理由(議案資料)</p> <p>「高度な学識、経験、技能等を有する者を政策顧問として任用し、※</p> <p>⇒旧設置要綱第1条(設置)</p> <p>豊島区における図書館行政を向上させるため、豊島区図書館行政政策顧問を置く。</p> <p>⇒旧設置要綱第2条(委嘱)</p> <p>政策顧問は、図書館に関する専門性、高い識見を持つ者を教育委員会が委嘱する。</p>	<p>※区長の策定する重要な施策及び課題について、専門的な立場から区長に進言又は助言させるほか、区の業務に部分的に参画させることにより、区政における政策形成に資することとする。(以下省略)</p> <p>⇒旧設置要綱第4条(職務)</p> <p>政策顧問は、次の事項について、助言・指導等を行うことを職務とする。(1)図書館の蔵書のあり方(2)図書館における文化政策発信の方策(3)その他図書館行政全般</p>
専門研究員	<p>設置要綱第1条(設置)</p> <p>図書館における地域の文化情報の発信並びに調査・研究に関する機能を向上させるため、豊島区図書館専門研究員を置く。</p> <p>同第2条(委嘱)</p> <p>豊島区の地域文化に関する高い専門性、識見を有する者のうちから区長が委嘱する。</p>	<p>設置要綱第4条(職務)</p> <p>研究員の職務は、次のとおりとする。(1)豊島区の地域文化に関する調査・研究(2)専門分野における図書館の蔵書に対する助言(3)区民向けゼミナールの講師(4)上記ゼミナールを通じての自主研究グループの育成</p>

企 画 調 整 連 絡 会 議	<p>設置要綱第1条(設置目的)</p> <p>「文化と品格を誇れる価値あるまち」の実現に向け、文化の創造と発信を基軸とした豊島区立図書館の経営について有識者の知識や意見等を有効に活用するため、豊島区立図書館企画調整連絡会議を設置する。</p> <p>同第3条(構成)</p> <p>調整連絡会議は、図書館行政政策顧問、図書館専門研究員及び中央図書館長をもって構成し、中央図書館長は調整連絡会議を統括する。</p>	<p>設置要綱第2条(所掌事項)</p> <p>調整連絡会議は、次に掲げる事項を審議する。(1)図書館の蔵書のあり方に関すること(2)図書館における文化政策発信の方策に関すること(3)その他図書館行政全般に関すること</p>
--------------------------------------	---	--

## 2. 関連規定等

### (1) 図書館法第14条(図書館協議会)

- ① 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。
- ② 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

#### 同第15条

図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

#### 第16条

図書館協議会の設置、その委員の定数、任期その他必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

### (2) 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成13年7月 文科省)

#### 1総則(3)図書館サービスの計画的実施及び自己評価等

- ②公立図書館は、各年度の図書館サービスの状況について、図書館協議会の協力を得つつ、前項の「数値目標」の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うとともに、その結果を住民に公表するように努めなければならない。

#### 2市町村立図書館(10)図書館協議会

- ① 図書館協議会を設置し、地域の状況を踏まえ、利用者の声を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- ② 図書館協議会の委員には、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

### (3) これからの図書館像(平成18年3月 文科省)

#### 3これからの図書館経営に必要な視点(5)図書館サービスの評価

- 図書館サービスの必要性、効率性、有効性等の観点から評価を行い、住民に公表することが求められている。
- 評価結果を踏まえて業務の改善方針や計画を作成し、図書館協議会の協力を得つつ、定期的に見直すことが必要